省令

総務大臣　野田　聖子

○総務省令第八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十九日

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道府県に係る三月分の算定方法） **第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第十四号、第十九号、第二十七号、第二十八号、第三十一号、第四十三号、第五十一号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十三号から第六十七号まで、第七十二号、第七十七号、第七十八号及び第八十号までに掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあっては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額	（道府県に係る三月分の算定方法） **第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第十四号、第十九号、第二十七号、第二十八号、第三十一号、第四十三号、第五十一号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十号及び第六十四号から第六十八号までに掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害について、第二条第一項第一号の表第五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	
四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害について、第二条第一項第一号の表第五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等について、第二条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	
四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項及び結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第二十一条の二第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、これらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。